2018年 11/25版

１０年使用した今のコート。そろそろ。

日本共産党

こんにちは！お芋（いも）の「芋」に3本「川」でおなじみ

18号

【芋川（いもかわ） ゆうき】です！

住所：目黒区南3丁目在住　TEL：090-4206-2048
ツイッター・facebook　公開中！お問い合わせ✉＜imokawa007@gmail.com＞

憲法違反・区民の知る権利を奪う

“出所不明の怪文書ビラ”への怒りの声

先日、一般新聞に「政治活動用ポスターはNO」という発行元も不明な怪文書ビラが折り込まれました。日本共産党目黒区議団に「出所不明のビラが入っているが誰が出したのか」「許可をして貼ったポスターはいけないのか」など区民の方から怒りの相談がありました。

知る権利を奪う行為は断じて許せません！！

16年前・全会派一致の原則を踏みにじり強行

ビラが根拠としている「政治活動用ポスター自粛決議」は1998年と2002年の目黒区議会運営委員会で、自民・公明党などが提案。日本共産党をはじめ反対する議員の意見を聞かず、全会派一致の原則を踏みにじり強行しました。

戦争の反省から モノを言える社会にするための憲法

憲法は、「集会・結社および言論・出版その他一切の表現の自由」を明記し、政治活動の自由は、侵すことのできない権利として保障されています。

戦前、国家権力が国民の言論・表現の自由を奪い、集会・結社、政治活動を弾圧し、あの侵略戦争に国民を巻き込んだという歴史の教訓によるものであり、民主政治の実現に必要です。

議員の権利放棄だけでなく 知る権利を奪うなど許されません

度重なる改悪で憲法違反とも言える制限の多い公職選挙法でさえ、政治活動用のポスターは規制していません。

政治家や政党の活動の基本は、その時々の政治の問題を住人に知らせ、また、住民要求を政策としてまとめ、住民とともに実現することです。個別訪問やポスター掲示、拡声器の使用、ビラの発行などに関する禁止事項を取り払い、もっと自由で公正な政治活動と選挙活動を保障すべきです。ポスターの自粛決議は、議員自らの義務と権利を放棄するものです。

大岡山や碑文谷の地域では掲示板に張り出しもされています。

すぐに、下記を区に要望しました。

①区として容認しているか。

②出典を明らかにすること。

公園のトイレ　和式？洋式？

目黒区の公園のトイレは未だ4割以上が和式トイレ

「目黒年金者組合」「目黒医療生協」「目黒生活と健康を守る会」が対区交渉を行いました。その回答の中で目黒区の公園のトイレは４割以上がまだ和式のみとなっている事実が明らかになりました。（２つ以上併設している場合の片方が洋式になっているものは除かれる）

公園であるからこそ、子どもから高齢者が使いやすく、車いすの方も転回が出きること。外国の方にも使いやすい洋式トイレに変更していく事が望まれます。加えて近隣住民の方のためにも音が静かな引き戸を持つ「だれでもトイレ」に変更していくのが理想です。

年間2つ＋修繕分しか変更されない区内１５０のトイレに何年かけるのか

「だれでもトイレ」に変更するのは年間でも２つ程度。加えて修繕をして和式⇒洋式に切り替えるものも年間で数台のみ。一体何年かかることになるのか。その理由は「だれでもトイレ」の金額が１台１０００万円もすること。諸経費を入れてだろうがなんとバカ高い。

それであれば、使用状況や近隣環境も考慮しつつ安価で済む方法を調べていくなど他の方法を模索するべきです。

現状は老朽化や他の要因も検討して変更する場所を決めているとの事。予算をつけていけるよう区議団に要望書も提出いたしました。

参加しました　～男性学って知ってますか？～

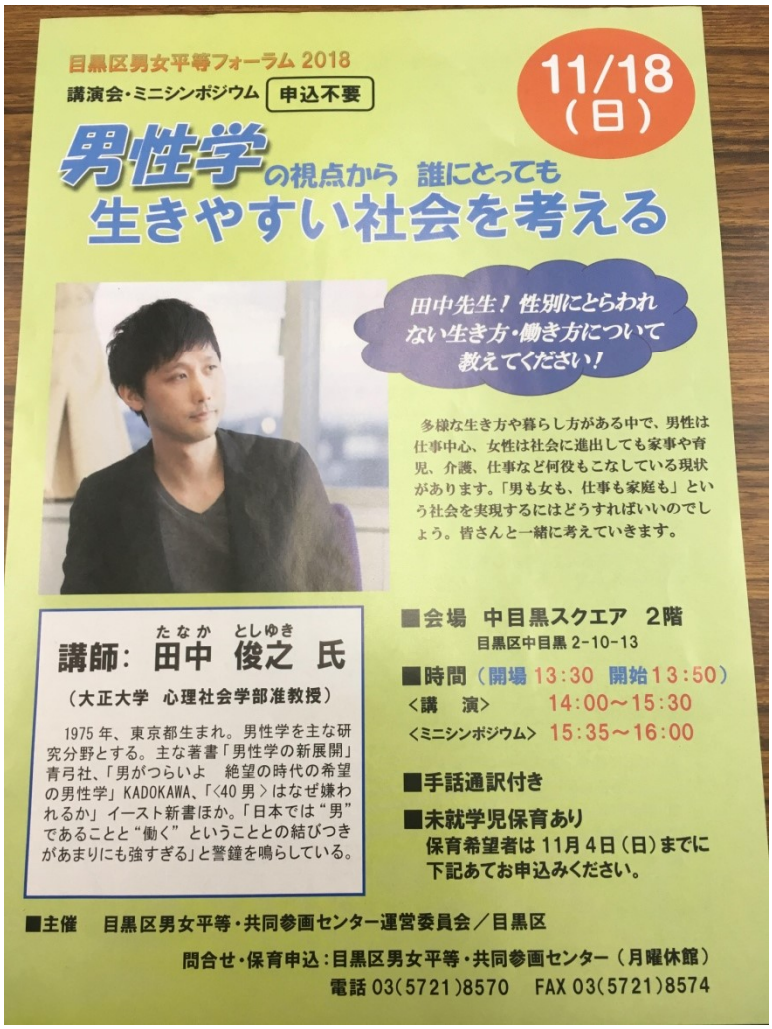

「男性学」ってあまり聞いたことないですよね？という内容から始まった講義ですが。

男性学とは、男性が男性であるがゆえに抱える悩みや葛藤を対象にした学問です。身近な問題だと、働きすぎや過労死（過労自殺）、自殺は男性が年２万人以上、加えて平日昼間問題。この「平日昼間問題」というのは、「男性は平日の昼間に働いて当たり前と考える地域社会の常識」からくる問題の事。実際は問題とすら思われていない。

女性の社会進出の背景は男性の収入の減少がある（稼ぎずらくなっている社会を基としている）。だが、女性は会社で昔ながらの環境の中で苦しんでいる。一方で男性も昔ながらの地域の環境の中で苦しんでいる。

まだ男女平等を形成していくための土台部分も成熟させていく必要があり、そのためには対面で話をしていく事が必要です。